

令和 3 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 3 年 3 月 1 5 日 提出

目

次

議案第 5 6 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 3 号) -----	1
議案第 5 7 号	茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例-----	3 1
議案第 5 8 号	茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例等の一部を改正する条例-----	3 2
議案第 5 9 号	教育委員会委員の任命について-----	6 1

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 23 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 23 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 310,561 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106,417,771 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 15 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		43,382,055	793,539	44,175,594
	2 国庫補助金	30,505,640	793,539	31,299,179
17 県支出金		5,984,650	66,273	6,050,923
	2 県補助金	1,260,661	66,273	1,326,934
18 財産収入		651,070	6,508	657,578
	1 財産運用収入	76,070	8	76,078
	2 財産売払収入	575,000	6,500	581,500
19 寄附金		94,533	65	94,598
	1 寄附金	94,533	65	94,598
20 繰入金		784,541	△568,866	215,675
	2 基金繰入金	775,093	△568,866	206,227
21 繰越金		2,482,833	△6,858	2,475,975
	1 繰越金	2,482,833	△6,858	2,475,975
23 市債		5,030,414	19,900	5,050,314
	1 市債	5,030,414	19,900	5,050,314
歳 入 合 計		106,107,210	310,561	106,417,771

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,503,782	9,183	9,512,965
	1 総務管理費	7,616,734	9,183	7,625,917
	3 戸籍住民基本台帳費	778,988	0	778,988
3 民生費		61,139,236	4,452	61,143,688
	1 社会福祉費	39,636,955	0	39,636,955
	2 児童福祉費	17,223,277	4,452	17,227,729
4 衛生費		9,663,953	236,088	9,900,041
	1 保健衛生費	6,263,494	236,088	6,499,582
	2 清掃費	3,400,459	0	3,400,459
5 労働費		246,403	0	246,403
	1 労働諸費	246,403	0	246,403
6 農林水産業費		391,504	0	391,504
	2 水産業費	197,595	0	197,595
7 商工費		3,520,807	0	3,520,807
	1 商工費	3,520,807	0	3,520,807
8 土木費		7,175,089	6,000	7,181,089
	3 河川費	299,529	6,000	305,529
	4 都市計画費	3,631,469	0	3,631,469
9 消防費		2,558,991	0	2,558,991
	1 消防費	2,558,991	0	2,558,991
10 教育費		6,428,355	54,838	6,483,193
	1 教育総務費	1,093,501	0	1,093,501
	2 小学校費	1,806,161	24,000	1,830,161
	3 中学校費	985,456	30,838	1,016,294
	4 学校給食費	533,050	0	533,050
	5 社会教育費	2,010,187	0	2,010,187
歳 出 合 計		106,107,210	310,561	106,417,771

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉総務管理経費	4,452
4 衛生費	1 保健衛生費	職 員 給 与 費	8,693
8 土木費	3 河 川 費	千 ノ 川 整 備 事 業	6,000
10 教育費	3 中 学 校 費	学 校 教 育 振 興 関 係 経 費	30,838

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,334,190	1,592,693
10 教育費	2 小 学 校 費	学 校 施 設 整 備 事 業	29,975	53,975

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税業務委託経費	令和2年度 ┆ 令和3年度	寄附金額に応じた諸経費にかかる金額

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
収 集 車 等 購 入 事 業	25,900	33,800
漁 港 整 備 事 業	120,300	136,800
千 ノ 川 整 備 事 業	57,400	61,400
香 川 駅 周 辺 整 備 事 業	51,700	57,200
浜 見 平 地 区 拠 点 整 備 事 業	60,800	66,700
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	132,600	154,600
(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	576,500	704,700
民 俗 資 料 館 整 備 事 業	27,700	31,900
臨 時 財 政 対 策 債	1,827,414	1,653,114
計	5,030,414	5,050,314

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	43,382,055	793,539	44,175,594
17 県支出金	5,984,650	66,273	6,050,923
18 財産収入	651,070	6,508	657,578
19 寄附金	94,533	65	94,598
20 繰入金	784,541	△568,866	215,675
21 繰越金	2,482,833	△6,858	2,475,975
23 市債	5,030,414	19,900	5,050,314
歳 入 合 計	106,107,210	310,561	106,417,771

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,503,782	9,183	9,512,965
3 民生費	61,139,236	4,452	61,143,688
4 衛生費	9,663,953	236,088	9,900,041
5 労働費	246,403	0	246,403
6 農林水産業費	391,504	0	391,504
7 商工費	3,520,807	0	3,520,807
8 土木費	7,175,089	6,000	7,181,089
9 消防費	2,558,991	0	2,558,991
10 教育費	6,428,355	54,838	6,483,193
歳 出 合 計	106,107,210	310,561	106,417,771

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2,011	0	6,573	599
29,967	0	0	△25,515
240,693	7,900	0	△12,505
12	0	0	△12
0	16,500	0	△16,500
483,178	0	0	△483,178
2,000	15,400	0	△11,400
246	0	0	△246
101,705	154,400	0	△201,267
859,812	194,200	6,573	△750,024

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	43,382,055	793,539	44,175,594
2 国庫補助金	30,505,640	793,539	31,299,179
1 総務費国庫補助金	361,340	2,011	363,351
2 民生費国庫補助金	26,328,286	△36,306	26,291,980
3 衛生費国庫補助金	468,629	240,693	709,322
5 商工費国庫補助金	1,407,025	483,178	1,890,203
6 土木費国庫補助金	944,884	2,000	946,884
7 消防費国庫補助金	15,963	246	16,209
8 教育費国庫補助金	962,465	101,705	1,064,170
9 労働費国庫補助金	16,755	12	16,767

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 地方創生臨時 交付金	2,011	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,011
2 児童福祉費補 助金	△132,548	4 子ども・子育て支援交付金 (1 / 3) 12 子ども・子育て支援交付金 (10 / 10)	66,273 △198,821
5 地方創生臨時 交付金	96,242	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	96,242
1 保健衛生費補 助金	236,088	11 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	236,088
3 地方創生臨時 交付金	4,605	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,605
2 地方創生臨時 交付金	483,178	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	483,178
3 河川費補助金	2,000	1 社会資本整備総合交付金	2,000
2 地方創生臨時 交付金	246	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	246
2 小学校費補助 金	8,080	3 小学校施設整備費補助金	8,080
5 地方創生臨時 交付金	93,625	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	93,625
1 地方創生臨時 交付金	12	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	12

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金	5,984,650	66,273	6,050,923
2 県補助金	1,260,661	66,273	1,326,934
2 民生費県補助金	999,074	66,273	1,065,347
18 財産収入	651,070	6,508	657,578
1 財産運用収入	76,070	8	76,078
2 利子及び配当金	31,341	8	31,349
2 財産売払収入	575,000	6,500	581,500
1 不動産売払収入	575,000	6,500	581,500
19 寄附金	94,533	65	94,598
1 寄附金	94,533	65	94,598
2 総務費寄附金	62,404	65	62,469
20 繰入金	784,541	△568,866	215,675
2 基金繰入金	775,093	△568,866	206,227
2 財政調整基金繰入金	568,866	△568,866	0
21 繰越金	2,482,833	△6,858	2,475,975
1 繰越金	2,482,833	△6,858	2,475,975
1 繰越金	2,482,833	△6,858	2,475,975
23 市債	5,030,414	19,900	5,050,314

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	66,273	6 子ども・子育て支援交付金（1／3）	66,273
1 利子収入	8	3 公共施設等再編整備基金利子	8
1 土地売却収入	6,500	1 市有土地売却収入	6,500
1 総務費指定寄附金	65	2 公共施設等再編整備基金寄附金	65
1 財政調整基金繰入金	△568,866	1 財政調整基金繰入金	△568,866
1 前年度繰越金	△6,858	1 前年度繰越金	△6,858

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	5,030,414	19,900	5,050,314
	3 衛生債	97,300	7,900	105,200
	4 農林水産業債	120,300	16,500	136,800
	6 土木債	1,517,500	15,400	1,532,900
	8 教育債	810,900	154,400	965,300
	9 臨時財政対策債	1,827,414	△174,300	1,653,114
歳 入 合 計		106,107,210	310,561	106,417,771

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 清掃債	7,900	1 収集車等購入事業債 7,900
2 水産業債	16,500	1 漁港整備事業債 16,500
2 河川債	4,000	1 千ノ川整備事業債 4,000
3 都市計画債	11,400	3 香川駅周辺整備事業債 5,500 4 浜見平地区拠点整備事業債 5,900
1 小学校債	15,900	1 義務教育施設整備事業債 15,900
2 中学校債	6,100	1 義務教育施設整備事業債 6,100
3 社会教育債	132,400	2 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業債 128,200 3 民俗資料館整備事業債 4,200
1 臨時財政対策債	△174,300	1 臨時財政対策債 △174,300

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,503,782	9,183	9,512,965		
1 総務管理費	7,616,734	9,183	7,625,917		
1 一般管理費	3,333,911	0	3,333,911	国庫支出金	57
				一般財源	△57
4 財政管理費	98,980	2,610	101,590	一般財源	2,610
6 財産管理費	984,816	6,573	991,389	国庫支出金	949
				そ の 他	6,573
				一般財源	△949
7 企画費	1,132,899	0	1,132,899	国庫支出金	612
				一般財源	△612
8 支所及び出張所費	40,673	0	40,673	国庫支出金	105
				一般財源	△105
13 文化行政費	427,041	0	427,041	国庫支出金	52
				一般財源	△52
15 男女共同参画推進費	17,886	0	17,886	国庫支出金	101
				一般財源	△101
3 戸籍住民基本台帳費	778,988	0	778,988		
1 戸籍住民基本台帳費	778,988	0	778,988	国庫支出金	135
				一般財源	△135
3 民生費	61,139,236	4,452	61,143,688		
1 社会福祉費	39,636,955	0	39,636,955		
2 障害者福祉費	5,929,066	0	5,929,066	国庫支出金	1,943
				一般財源	△1,943

-17-

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	2 児童福祉費	17,223,277	4,452	17,227,729		
	1 児童福祉総務費	4,473,748	4,452	4,478,200	国庫支出金	100
					一般財源	4,352
	2 児童保育費	11,249,215	0	11,249,215	国庫支出金	13,000
					一般財源	△13,000
	4 児童福祉施設費	445,712	0	445,712	国庫支出金	1,750
					一般財源	△1,750
	5 地域児童福祉費	899,760	0	899,760	国庫支出金	△53,099
					県支出金	66,273
					一般財源	△13,174
	4 衛生費	9,663,953	236,088	9,900,041		
	1 保健衛生費	6,263,494	236,088	6,499,582		
	1 保健衛生総務費	2,987,795	8,693	2,996,488	国庫支出金	8,693
	2 予防費	1,933,553	227,395	2,160,948	国庫支出金	227,525
					一般財源	△130

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	4,452	20 児童福祉総務管理経費 4,452
3 職員手当等	8,693	10 職員給与費 8,693
6 時間外勤務手当	8,693	
1 報酬	450	10 予防接種事業費 227,395 4 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 227,395
9 旅費	70	
2 普通旅費	70	
11 需用費	57,619	
1 消耗品費	57,619	
12 役務費	3,327	
2 広告料	3,327	
13 委託料	161,378	

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		3 母子衛生費	766,695	0	766,695	国庫支出金	4,435
						一般財源	△4,435
		4 環境衛生費	193,931	0	193,931	国庫支出金	40
						一般財源	△40
		2 清掃費	3,400,459	0	3,400,459		
		2 じんかい処理費	2,107,653	0	2,107,653	地 方 債	7,900
						一般財源	△7,900
5		労働費	246,403	0	246,403		
		1 労働諸費	246,403	0	246,403		
		1 労働諸費	246,403	0	246,403	国庫支出金	12
						一般財源	△12
6		農林水産業費	391,504	0	391,504		
		2 水産業費	197,595	0	197,595		
		2 漁港管理費	168,011	0	168,011	地 方 債	16,500
						一般財源	△16,500
7		商工費	3,520,807	0	3,520,807		
		1 商工費	3,520,807	0	3,520,807		
		1 商工振興費	3,449,422	0	3,449,422	国庫支出金	483,178
						一般財源	△483,178
8		土木費	7,175,089	6,000	7,181,089		

(単位 千円)

[illegible]

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
3	河川費	299,529	6,000	305,529		
	2 河川管理費	110,311	6,000	116,311	国庫支出金	2,000
					地 方 債	4,000
4	都市計画費	3,631,469	0	3,631,469		
	1 都市計画総務費	3,201,641	0	3,201,641	地 方 債	11,400
					一般財源	△11,400
9	消防費	2,558,991	0	2,558,991		
	1 消防費	2,558,991	0	2,558,991		
	1 常備消防費	2,445,770	0	2,445,770	国庫支出金	246
					一般財源	△246
10	教育費	6,428,355	54,838	6,483,193		
	1 教育総務費	1,093,501	0	1,093,501		
	2 事務局費	1,086,783	0	1,086,783	国庫支出金	790
					一般財源	△790
	2 小学校費	1,806,161	24,000	1,830,161		
	1 学校管理費	1,132,224	24,000	1,156,224	国庫支出金	57,428
					地 方 債	15,900
					一般財源	△49,328
	2 教育振興費	673,937	0	673,937	国庫支出金	1,352
					一般財源	△1,352
	3 中学校費	985,456	30,838	1,016,294		
	1 学校管理費	612,386	0	612,386	国庫支出金	29,832

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	6,000	20 千ノ川整備事業費	6,000
15 工事請負費	24,000	90 学校施設整備事業費	24,000

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
						地 方 債	6,100
						一般財源	△35,932
		2 教育振興費	373,070	30,838	403,908	国庫支出金	8,856
						一般財源	21,982
	4 学校給食費	533,050	0	533,050			
	1 学校給食管理費	533,050	0	533,050	国庫支出金	2,096	
					一般財源	△2,096	
	5 社会教育費	2,010,187	0	2,010,187			
	2 文化財保護費	1,154,506	0	1,154,506	地 方 債	132,400	
					一般財源	△132,400	
	3 公民館費	121,389	0	121,389	国庫支出金	331	
					一般財源	△331	
	4 青少年対策費	64,570	0	64,570	国庫支出金	68	
					一般財源	△68	
	5 青少年施設費	51,309	0	51,309	国庫支出金	358	
					一般財源	△358	
	6 図書館費	160,776	0	160,776	国庫支出金	594	
					一般財源	△594	
歳 出 合 計			106,107,210	310,561	106,417,771		

教育費

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	30,838	40 学校教育振興関係経費	30,838
1 消耗品費	30,838		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		給 与 費		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	そ の 他 の 特 別 職	207,770	207,770	207,770	
	計	361,994	477,728	543,394	
補 正 前	そ の 他 の 特 別 職	207,320	207,320	207,320	
	計	361,544	477,278	542,944	
比 較	そ の 他 の 特 別 職	450	450	450	
	計	450	450	450	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5,493,654	12,512,399	14,765,983	
補 正 前	5,484,961	12,503,706	14,757,290	
比 較	8,693	8,693	8,693	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	620,543		
	補正前	611,850		
	比 較	8,693		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5,387,202	11,317,605	13,451,433	
補 正 前	5,378,509	11,308,912	13,442,740	
比 較	8,693	8,693	8,693	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	620,543		
	補正前	611,850		
	比 較	8,693		

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	8,693	その他の増減分	8,693	時間外勤務手当 8,693 千円	

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
ふるさと納税業務委託経費	寄附金額に応じた諸経費にかかる金額		千円

に関する調書

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和2年度 ┓ 令和3年度	寄附金額に応じた諸経費にかかる金額	千円	千円	千円	寄附金額に応じた諸経費にかかる金額

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	35,675,481	5,050,400	194,200	5,244,600	38,653,023	38,847,223
(3) 衛 生	3,196,285	104,900	7,900	112,800	3,177,889	3,185,789
(5) 農林水産	394,650	120,300	16,500	136,800	490,880	507,380
(7) 土 木	6,896,890	1,617,700	15,400	1,633,100	8,104,321	8,119,721
(10) 教 育	8,509,072	1,734,100	154,400	1,888,500	9,554,161	9,708,561
3 そ の 他	29,494,304	1,827,414	△ 174,300	1,653,114	28,912,332	28,738,032
(2) 臨時財政 対 策 債	28,753,169	1,827,414	△ 174,300	1,653,114	28,375,912	28,201,612
合 計	65,198,085	6,877,814	19,900	6,897,714	67,593,655	67,613,555

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 33 年茅ヶ崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間の市長等の給料月額、第 3 条の規定にかかわらず、それぞれ同条各号に規定する額から、同条各号に規定する額に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。ただし、第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定の適用については、この限りでない。

(1) 市長 100 分の 10

(2) 副市長 100 分の 7

(3) 教育長 100 分の 5

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 15 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症により、地域経済、市民生活等が多大な影響を受けていることに鑑み、令和 3 年 4 月から 9 月までの間に支給する市長等の給料月額及び地域手当を減額するため提案する。

茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成25年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雑則（第203条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必
要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ
なければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たって
は、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用
し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項各号列記以外の部分中「場合は」を「ときは」に改め、同項第1号中「を
いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。
第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第4
7条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条
第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項
第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、
同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「第
191条第1項」を「第47条第4項第8号及び第191条第1項」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を
背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応
型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な
措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を

行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第19条、第33条第1項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と」を削る。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第

1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条まで」の次に「第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「「運営規程」を「第34条第1項中「運営規程」に、「及び第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「(次項)」を「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(次項)」に改める。

第59条の38中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条まで」の次に「第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「施設等の職務」の次に「に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条まで」の次に「第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を削り、「第59条の17第1項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項」に改める。

第82条第1項中「第44条第1項」を「第46条第1項」に、「第43条」を「第4

5条」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置されるものに限る。」に改め、同条第13項中「第44条第1項から第12項まで」を「第46条第1項から第12項まで」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第85条第1項中「第44条第1項」を「第46条第1項」に改める。

第86条第5項中「第48条第1項から第4項まで」を「第50条第1項から第4項まで」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第59条の13、」を「第59条の13及び」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項まで」を「第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行う当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置されるものに限る。以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条第2項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優

越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号まで中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改め、同条第16項中「第44条第1項」を「第46条第1項」に、「第44条に」を「第46条に」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ) a 及び b を削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第1項中「第44条第7項」を「第46条第7項」に改め、同条第8項中「指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置されるものに限る。」に改め、同条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当た
る者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、
書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によ
って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に
おいて同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第
1項（第59条、第59条の2、第59条の20の3、第59条の38、第80条、
第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準
用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第
189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）につい
ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人
の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機
による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、
交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）
のうち、この条例において書面により行うことが規定されているもの又は想定される
ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電
子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）
によることができる。

（茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正）

第2条 茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
（平成30年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第34条」に、「（第32条）」を「（第35条）」に、「附則」
「第5章 雑則（第36条）」
を 附則 に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体
制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけれ
ばならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第11
8条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ
有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所に
おいて作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与
及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置

付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条中「及び第2章」を「並びに第2章」に、「第28条第6項及び第7項」を「第30条第6項及び第7項」に、「第32条」を「第35条」に、「」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費」を「の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」に、「第31条第2項第1号」を「第34条第2項第1号」に、「第28条第2項」を「第30条第2項」に、「第29条第2項」を「第31条第2項」に改め、第4章中同条を第35条とする。

第31条第2項第4号中「第28条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第5

号中「第29条第2項」を「第31条第2項」に改め、第3章中同条を第34条とする。

第30条を第33条とし、同条の前に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条を第31条とし、第25条から第28条までを2条ずつ繰り下げる。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第24条を第26条とし、同条の前に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に

従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第28号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(茅ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第42条」に、「(第41条・第42条)」を「(第43条・第44条)」に、「(第43条)」を「(第45条)」に、「(第44条～第46条)」を「(第46条～第48条)」に、「(第47条・第48条)」を「(第49条・第50条)」に、「第4

9条」を「第51条」に、「附則」を「第5章 雑則(第91条) 附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「第44条第6項」を「第46条第6項」に改め、「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「第44条第6項」を「第46条第6項」に、「第44条第7項」を「第46条第7項及び第71条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「施設等の職務」の次に「に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務」を加える。

第16条中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改める。

第26条第1項中「第42条」を「第44条」に改める。

第27条第4号中「第29条」を「第30条」に改め、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第62条を削り、第61条を第62条とし、第60条を第61条とし、第59条を削り、第58条を第60条とする。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加え、同条を第59条とする。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条を第58条とし、第50条から第55条までを2条ずつ繰り下げる。

第49条中「第44条第12項」を「第46条第12項」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、第3章第4節中同条を第51条とする。

第3章第3節中第48条を第50条とし、第47条を第49条とする。

第3章第2節中第46条を第48条とする。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改め、同条を第47条とする。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設(法第48条第1項に規定する指定介護老人福祉施設をいう。)又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 以下同じ。)であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 以下同じ。)(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置されるものに限る。 以下この章において」に改め、第3章第2節中同条を第46条とする。

第3章第1節中第43条を第45条とする。

第2章第4節中第42条を第44条とし、第41条を第43条とする。

第40条第2項第4号中「第36条第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、第2章第3節中同条を第42条とする。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族(以下この項及び第51条において「利用者等」という。)が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第41条とする。

第38条を第40条とし、同条の前に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第37条を第38条とし、第33条から第36条までを1条ずつ繰り下げる。

第32条に次の1項を加え、同条を第33条とする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第32条とする。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第63条中「第44条第6項の表中欄」を「第46条第6項の表中欄」に改める。

第64条第2項第4号中「第53条第2項」を「第55条第2項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、同項第8号中「第39条第2項」を「第41条第2項」に改める。

第65条中「第30条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「第29条及び第31条から第41条まで(第38条第4項を除く。)」に、「第57条」を「第59条」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」を「同項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第28条第3項及び第4項、第29条第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第39条第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に、「第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第67条各号列記以外の部分中「第43条」を「第45条」に改め、同条第2号中「第32条各号」を「第35条各号」に、「第33条各号」を「第36条各号」に改める。

第71条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居

の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第110条第1項から第9項まで」を「第110条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行う当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置されるものに限る。以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条第2項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項第5号中「第36条第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、同項第7号中「第39条第2項」を「第41条第2項」に改める。

第86条中「第30条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）、第56条及び第61条」を「第29条、第31条から第35条まで、第37条から第41条まで（第38条第4項及び第41条第5項を除く。）、第58条及び第62条」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」を「同項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第29条第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第39条第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項」を「第41条第1項」に、「第56条中」を「第58条中」に改める。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい

う。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第4条 茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年茅ヶ崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第33条」に、「(第31条～第33条)」を「(第34条～第36条)」に、「(第34条)」を「(第37条)」に、「附則」を「第6章 雑則(第38条) 附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止す

るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条中「第27条第6項及び第7項」を「第29条第6項及び第7項」に、「第34条」を「第37条」に、「計画費の額」とあるのは「同項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」を「計画費の」とあるのは「同条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の」に改め、第5章中同条を第37条とする。

第4章中第33条を第36条とする。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、第4章中同条を第35条とし、第31条を第34条とする。

第30条第2項第1号中「第32条第14号」を「第35条第14号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第35条第7号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改め、同号エ中「第32条第14号」を「第35条第14号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第35条第16号」に改め、同項第4号中「第27条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第28条第2項」を「第30条第2項」に改め、第3章中同条を第33条とする。

第29条を第32条とし、同条の前に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第28条を第30条とし、第25条から第27条までを2条ずつ繰り下げる。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改め、同条を第26条とする。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第23条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第38条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条（第37条において準用する場合を含む。）及び第35条第28号（第37条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第15条の改正規定（同条第9号に係る部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第32条（新指定居宅介護支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の茅ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第39条（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第31条（新指定介護予防支援等基準条例第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型

サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第59条及び第80条並びに新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第37条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第22条(新指定居宅介護支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び新指定介護予防支援等基準条例第21条(新指定介護予防支援等基準条例第37条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第25条(新指定居宅介護支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防支援等基準条例第24条(新指定介護予防支援等基準条例第37条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 10 当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定により入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ) bに規定する要件を満たしているものに係る設備の基準については、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年3月15日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正を踏まえ、これらのサービスに係る事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため提案する。

教育委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 3 年 3 月 15 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所	茅ヶ崎市緑が浜（以下略）
氏 名	中 馬 智 子
生年月日	昭和 47 年（以下略）

提案理由

本案は、教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市緑が浜（以下略）

中 馬 智 子

昭和 4 7 年（以下略）

経 歴

（以下略）

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 略

4 略

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。